

対物超過修理費用特約

<用語のご説明一定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

(1) 対物事故	普通保険約款対物賠償責任条項第1条〔保険金をお支払いする場合〕に定める対物事故をいいます。
(2) 相手自動車	対物事故により損壊した他人の自動車をいいます。
(3) 相手自動車の修理費	損害が生じた時および場所において、相手自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費（注）をいいます。この場合において、相手自動車の復旧に際して、当社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。 （注）事故発生時点における一般的な修理技法により、外観上、機能上、社会通念に照らし原状回復したと認められる程度に復旧するために必要な修理費用とし、これ以外の格落ち等による損害は含みません。
(4) 相手自動車の時価額	損害が生じた時および場所における、相手自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式で同等の損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。
(5) 対物超過修理費用	相手自動車の修理費が相手自動車の時価額を上回ると認められる場合における、相手自動車の修理費から相手自動車の時価額を差し引いた額をいいます。
(6) 相手自動車の車両保険等	相手自動車について適用される保険契約または共済契約で、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によって相手自動車に生じた損害および相手自動車の盗難によって生じた損害に対して保険金または共済金を支払うものをいいます。

第1条〔この特約の付帯条件〕

この特約は、この保険契約に普通保険約款対物賠償責任条項の適用がある場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに付帯されます。

第2条〔保険金をお支払いする場合〕

当社は、被保険者が**対物事故**により法律上の損害賠償責任を負担する場合であって、次の①から④の条件をいずれも満たすときには、その事故により、被保険者が負担する**対物超過修理費用**に対して、この特約に従い、対物超過修理費用保険金を支払います。

- ① **対物事故**により損壊した他人の財物が自動車であること。
- ② 普通保険約款対物賠償責任条項による対物賠償保険金が支払われること。
- ③ 当社が**相手自動車**の損害の調査を行った結果、**相手自動車の修理費**が、**相手自動車の時**

価額を上回ると認められること。

- ④ 相手自動車に損害が生じた日の翌日から起算して6か月以内に、相手自動車の損傷を実際に修理完了すること。なお、修理の完了に際してやむを得ない事情がある場合には、あらかじめ当社の承認を得て、修理の期間につき、これを変更することができます。

第3条 [補償の対象となる方—被保険者]

この特約における被保険者は、普通保険約款対物賠償責任条項第2条 [補償の対象となる方—被保険者] に規定する被保険者とします。

第4条 [お支払いする保険金の計算]

1回の対物事故につき当社が支払う対物超過修理費用保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、相手自動車1台につき、50万円を限度とします。

$$\boxed{\text{対物超過修理費用保険金の額}} = \boxed{\text{対物超過修理費用}} \times \frac{\boxed{\text{相手自動車の時価額について被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額}}}{\boxed{\text{相手自動車の時価額}}}$$

第5条 [相手自動車の車両保険等がある場合の取扱い]

当社は、相手自動車に生じた損害に対して相手自動車の車両保険等によって保険金または共済金が支払われた場合で、次の①の額が②の額を超えるときは、対物超過修理費用からその超える額（以下この条において「超過額」といいます。）を差し引いた額を、対物超過修理費用とみなして第4条 [お支払いする保険金の計算] の規定を適用します。この場合において、既に超過額の一部または全部に相当する対物超過修理費用保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

- ① 相手自動車の車両保険等によって支払われた保険金の額および共済金の額（相手自動車の修理費以外の諸費用等に対して支払われる額がある場合は、その額を除いた額とします。）。ただし、相手自動車の修理費のうち、相手自動車の所有者以外の者が負担すべき金額で相手自動車の所有者のために既に回収されたものがある場合において、それにより保険金の額および共済金の額が差し引かれるときは、その額を差し引かないものとして算出された保険金の額とします。
- ② 相手自動車の時価額

第6条 [他の保険契約等がある場合の取扱い]

第2条 [保険金をお支払いする場合] と支払責任を同じくする他の保険契約または共済契約（以下この条において「他の保険契約等」といいます。）がある場合は、当社は、次に定める額を対物超過修理費用保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注）
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	支払責任額のうち最も高い額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

（注）それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。以下この条において同様とします。

第7条 [保険金のご請求]

- (1) 普通保険約款対物賠償責任条項第8条 [損害賠償請求権者の直接請求権]、同条項第12条 [先取特権] および同条項第13条 [損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整] の規定は、対物超過修理費用保険金には適用しません。
- (2) 当社に対する対物超過修理費用保険金の請求権は、普通保険約款基本条項第16条 [保険金のご請求] (2)①に規定する判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行行使することができるものとします。

第8条 [普通保険約款との関係]

この特約については、普通保険約款基本条項第11条 [当社からの保険契約の解除—重大事由による解除] の規定を次のとおり読み替えます。

該当条項	読替前	読替後
(4)①	対人賠償責任条項または対物賠償責任条項に基づき保険金を支払うべき損害（注iv）	対物超過修理費用特約に基づき保険金を支払うべき対物超過修理費用のうち、本条(1)③ア. からウ. までまたはオ. のいずれにも該当しない被保険者が負担する対物超過修理費用

第9条 [準用規定]

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。